

高齢者向け給付金の支給について

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

高齢者向け給付金とは…

高齢者向け給付金は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい、低所得の高齢者への支援として実施されるものです。

支給要件

◆支給対象者 平成27年度の市民税(均等割)が課税されなかった方^(※)

※平成29年4月1日に65歳以上となる方

※生活保護を受けている場合は、対象となりません。

◆支給額 1人につき30,000円

申請方法

◆申請期間 平成28年4月15日(金)～7月15日(金)

※申請期間を過ぎますと、受け付けできませんのでご注意ください。

◆提出書類 申請対象者と思われる方に4月中旬に郵送します。

◆受け取り方法 申請書に記載されたご指定の口座に振り込みます。

◆申請先 牛久市役所臨時福祉給付金窓口

【場所】牛久市役所2階医療年金課前 【設置時期】平成28年4月15日(金)～



高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

〈支給対象者〉

平成27年度臨時福祉給付金
支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上となる方

1人につき3万円

窓口で待たずにすみます!

申請は同封の返信封筒で
ご郵送ください!



給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意!

ATMを使って銀行やコンビニから振り込みをお願いすることは絶対にありません!

高齢者向けの給付金に関して…

- 市区町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や厚生労働省などが、「高齢者向けの給付金」の支給のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 厚生労働省が住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

問い合わせ

- ◆牛久市役所社会福祉課 ☎029-873-2111内線1715(平日午前8時30分～午後5時15分)
- ◆厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192(平日午前9時～午後6時)